利 義嗣 の元服

はじめに

氏は、 ていたことは、 利義満の愛息義嗣が、 義嗣は「立太子の礼」 その著書 古くから衆目の一致するところである。 『室町の王権』 格別の寵愛のもと異例ともいえる扱いを受け にて元服を遂げたと主張した。 において、 「王権簒奪計画」 なかでも今谷明 説を展開

のかを考証することが、 親王待遇と天皇位を奪うことは区別して考えるべきとの結論を与えた。 論拠としている ば義嗣の元服にあらわれていたはずだ、との問題関心のもと、 天皇に据えようとした〉 えたもの るが、それを超えた地位に上る可能性を予測させないとし、 る重要な論点だろう など、ふつうの親王の元服とおなじ扱いにすぎず、親王レベルとはいえ いう表現が、 近年、森茂暁氏は今谷氏の所論に対し、義満に皇位簒奪の意志があれ 森両説のどちらが妥当か、 であったか否かというのは、 あまりにも月なみで、大臣クラスの公家が加冠をつとめる 『椿葉記』 という「王権簒奪計画」 小考の目的である。 0) 「しんわう御けんふくの準拠なるよし」と あるいは両説とも誤りを含むものな 〈義満が上皇として、 義嗣の元服が東宮元服に准 説の妥当性に直接関わ 義嗣を次期 したがって 今谷氏が

章 義嗣元服の基礎史料とその比較対

石

原

比

伊

呂

第 節 足利義嗣の元服

第

らず、 葉記』 位記 のは、 十五. 言卿 にあたって、まず参照とすべきは同記でなければならない。 (4) は同時代史料ではないし、また村田正志氏の周到な史料批判にもかかわ なるよしきこえし」との記述である。 はない。 編纂物であり、 えたい。 伝えているかは判然としない。 『足利家官位記』]時代史料といえるのは 足利義嗣の元服を考えるにあたって、 詑 いまだ、その記述ひとつ一つがどこまで史実として正しい事実を の応永二二年四月二五日条で一覧できる。 0) 『東寺王代記』『大乗院日記目録』 「教言卿記」 そのなかで多くの先行研究が全面的に依拠してきたのは、 幸い義嗣元服の関連史料については の応永二二年四月二五日条を引用したい 「其四月に内裏にて元服して義嗣と名のらる。 また、義嗣の元服が内裏で行われたこと以外、 『東院毎日雑々記』 『椿葉記』『東院毎日雑々記』 ||教 言卿記』 ゆえに、 『東寺王代記』 しかし のみである。 である。 まず素材となる史料について考 史料価値に一 『椿葉記』 『大日本史料』 そこに集成されている そのうち『公卿 『公卿補任』 『大乗院日記目 義嗣の 定の信頼 Ŕ 親王元服 厳密に 『足利家官 (第七 特に情報 が置 録 補 0) 准 任 拠 は

同

廿五日

- 一、若公御方御元服事、一、禁裏御服御物具云々、
- 四条新宰相聲道、四条新宰相聲道、內大臣蓋蓋之。日野大納言系,即中納言華道御参內、公卿、內大臣蓋蓋。中野大納言系,即中納言華道
- 殿上人、豊光朝臣縮奢・教興朝臣前駆・尹賢朝臣新中・永藤朝殿上人、豊光朝臣結会・教興・朝臣前駆・尹賢朝臣新中・永藤朝四条新宰相賢道、

臣

- 雅清朝臣・宣輔・資雅、
- 、地下前駈、俊重朝臣以下六人、
- 門尉・伊藤七郎左衛門尉・長次郎左衛門尉・本庄三郎左衛門尉、、衛府、曽我平次郎右衛門尉・朝日孫左衛門尉・真下勘解由左衛
- 一、衛府長下毛野武遠

小随身四人、

- 一、小舎人童二人、
- 一、番頭八人、
- 、参会公卿、西園寺大納言・日野新大納言・冷泉中納言、
- 、所役殿上人、教豊・教高・俊長・藤光・行光・資雅等也

廿六日

一、予参賀北山殿、御元服厳重、珍重々々、

廿七日

て、右の記述から義嗣元服の特色を刀賜之、祝著々々

られる。i「御参内」、すなわち義嗣元服が内裏で挙行されたという事さて、右の記述から義嗣元服の特色を探るならば、以下の四点が挙げ

たこと。 適切なので、 適切だろうし、 加したことになるが、 なお後小松天皇については、「御参内」の主語を後小松院と考えれば すなわち内大臣二条満基以下の公卿、 (ただし内裏のどの場所で行ったかまでは不明)。 iv「禁裏御服御物」 出席しなかったと判断できる。iii そもそも「天皇が参内する」という表現が言葉として不 「大御所」 が用いられたこと。 の語句を踏まえれば義満と考えるの 「大御所」(= 加冠 足利義満 ⅱ貴賓の が二条満基であ 出 の出 席 況

父親である上皇の義満のみが参加するというあり方が皇太弟 の元服は皇太弟元服儀に擬して挙行されたということになる。そこで 三者の関係のなかで、然るべき演出が加えられていたはずであり、 嗣は義理の兄弟関係になければならない。 皇ということになる。ならば、今谷説が成立するためには、 ら義満と後小松も父子関係と見なすことができ、 にもとづいていた」という桜井英治氏の持論である。 そこで参照すべきは 期天皇(皇太子)に比定しているが、 後小松の三者の関係についてである。 天皇である後小松、弟であり次期天皇(=皇太弟)である義嗣、 天皇とする意図があったとすれば、 ||教言 元服儀として適切なものであったかどうかの検討から始めたい。 本節でもう一つ確認しておきたいことがある。 卿 詑 の記述にあるような、 「義満の権力が、 現天皇である兄の後小松は欠席し 父親であり上皇の義満、 後小松の位置づけが判然としな 後小松天皇に対する事実上の父権 今谷説では義満を上皇、 したがって義満に義嗣を次期 それは、 前者が上皇、 氏の指摘に従うな 義満、 後小松と義 兄であり現 (皇太子 後者が天 義嗣を次 という 義 嗣

第二節 東宮元服について――亀山の元服―

元服であったのか。比較検討をするために本稿では恒仁親王(のちの亀本当に足利義嗣の元服は、今谷氏がいうような「立太子の礼」による

表(1)

6月7日			
6月7日	『成俊卿記』の記述	特記事項	その他史料による補足
b / / П	日野資平、成後に諮問する	拉尼手袋	てり他文件による情だ
6月10日	成俊、後嵯峨院に条々を申す		
			皇居狭小により、新造大宮殿での挙行る
			決定(『荒涼記』)
	h the transfer to the Market to the		大足(「元你礼』)
6月17日	成俊、指図等を御前に持参		
6月18日	成俊、今出川公相などに相談		
6月21日	成俊、後嵯峨院に奏す		
6月27日	上皇よりの諮問		
6月29日	洞院実雄を訪問	洞院実雄:東宮傅、右大臣、当日の加冠役	
	例先天雄で切り	例院天雄・米吾尊、石八臣、ヨロツ加心汉	
7月2日	元服定出仕の公卿を計らい申す		
7月4日	御所に参ず		
	諸所に参向		
7月5日	前別 に参问		
7月10日	元服行事所始		
7月16日	元服定	傅以下 9 人の参加	
	押小路殿に参向	10011 07019 934	
7月23日			
7月27日	参院	東宮御沓を洞院実雄が調進	
7月28日	後嵯峨、成俊に諮問		
	IX-EART PAINTENIN		# J. 防在機 二即火燃火炸火 非共同。
8月1日			花山院師継、元服次第を作進、非坊司で
			あることには憚り(『妙槐記』)
8月4日	東軍元服習礼		傅・両大夫不参(『荒涼記』『妙槐記』)
			1917人(1) (川(水山) 火火(地) [1]
8月5日	参院		
8月10日	参院	内々の習礼	
8月11日	院御所・東宮御所へ参上		
8月12日	元服次第の進上		
8月13日	元服次第の不審点を確認		
		七	
8月14日	大宮殿に参ず	大宮殿:新内裏	
8月19日	院御所・東宮御所に参ず		
8月20日	参院		元服習礼 (『妙槐記』)
	> 1/4		
8月22日			大宮殿へ行幸 (『妙槐記』)
8月23日	習礼		
8月26日	大宮殿行啓	冠の新調	東宮坊各員の祗候(『妙槐記』)権亮、3
8月20日	人名威17谷	心 7利 神	
			少により要領を得ず(『実雄公記』)
8月28日	成俊、参内		里内裏での挙行の先例は2例(『妙槐記』
- / •	東宮椅子の位置を確認		THE TOTAL OF THE PROPERTY OF T
			Laborate about the control of the co
	室内装束の説明		内蔵寮の奉仕、遅々(『資宣卿記』)
	威儀御前の準備、遅々		
	地下坊司、室内装束に奉仕		
	今出川公相、室内装束を確認		
	公卿参集		
	鷹司兼平(「殿下」)の宿所を理髪人宿所に宛う		
	帯刀・陰陽師遅参		
			古今是女只是 5 7 海华 /『林坤刊』
	加冠・理髪装束到来		東宮坊各員による調進 (『妙槐記』)
	東宮還御の刻限、一献の後に決定		
	陰陽師遅参のまま、決行	主殿寮・掃部寮・内蔵寮の奉仕	
		工成录 1町印泉 門咸泉の辛山	-ba-ball, & D
	天皇・東宮出御		東宮坊各員の祗候 (『荒涼記』)
	東宮、尋常椅子へ	東宮傅・東宮大夫以下祗候	
		水口は、水口火火水下水水	
	理髪儀		
	加冠儀		
	東宮の身だしなみを整え、成人装束に	後深草天皇使用の笏等	先例は、現天皇が春宮時代に用いたもの
		- 以小十八王以用ツかす	
	ALE O A TE O G TE TE TO THE TE		
			を使用する (『資宣卿記』)
		東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 嚢膳の準備 位記・請院	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 饗宴の準備	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 饗宴の準備 東宮着座	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 饗宴の準備 東宮着座 献物	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 饗宴の準備 東宮着座	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 饗宴の準備 東宮着座 敵物	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 菱膳の準備 位記・請院 菱宴の準備 東宮着座 献物 変宴	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 饗宴の準備 東宮着座 献物 饗宴 中蔵 東宮 直報	東宮様による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 菱膳の準備 位記・請院 菱宴の準備 東宮着座 献物 変宴	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 饗宴の準備 栗宮着座 献物 饗宴 一献 東宮退出	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 饗宴の準備 東宮着座 献物 饗宴 一献 東宮退出 二一献	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 饗宴の準備 東宮着座 献物 饗宴 一献 東宮退出 二献 糸経 東宮、院御所行啓	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 饗宴の準備 東宮着座 献物 饗宴 一献 東宮退出 二献 糸経 東宮、院御所行啓	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 饗宴の準備 東宮着座 献物 饗宴 中蔵 東宮退出 二蔵 給禄 東宮、院御所行啓 院御所装束の説明	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 饗宴の準備 東宮着座 献物 饗宴 ・献 東宮退出 ニ献 給禄 東宮、院御所行啓 医御所装束の説明 上皇出座	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 饗宴の準備 東宮着座 献物 饗宴 中蔵 東宮退出 二蔵 給禄 東宮、院御所行啓 院御所装束の説明	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 饗宴の準備 東宮着座 献物 饗宴 一献 東宮退出 二一献 絵禄 東宮、院御所行啓 院御所装束の説明 上皇出座	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 響膳の準備 位記・請院 響変の準備 東宮着座 献物 響宴 一献 東宮退出 二献 給禄 東宮、院御所行啓 院御所装束の説明 上皇虫	東宮傅による扶持	
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 葉宴の準備 東宮着座 献物 饗宴 一献 東宮退出 二献 給禄 東宮、院御所行啓 院御所装束の説明 上皇出座 饗宴 東宮御参の儀の詳細	東宮傅による扶持	を使用する(『資宣卿記』)
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 葉宴の準備 東宮着座 献物 饗宴 一献 東宮退出 二献 給禄 東宮、院御所行啓 院御所装束の説明 上皇出座 饗宴 東宮御参の儀の詳細	東宮傅による扶持	を使用する(『資宣卿記』)
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 響膳の準備 位記・請院 響変の準備 東宮着座 献物 響宴 一献 東宮退出 二献 給禄 東宮、院御所行啓 院御所装束の説明 上皇虫	東宮傅による扶持	を使用する (『資宣卿記』)
	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 饗宴の準備 東宮着座 献物 饗宴 一献 東宮退出 三献 給禄 東宮、院御所行啓 院御所装束の説明 上皇出座 饗宴 御遊 東宮御参の儀の詳細 装束撤収の疑問点	東宮傅による扶持	を使用する(『資宣卿記』)
8 Я29 П	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 葉宴の準備 東宮着座 献物 饗宴 一献 東宮退出 二献 給禄 東宮、院御所行啓 院御所装束の説明 上皇出座 饗宴 東宮御参の儀の詳細	東宮傅による扶持	を使用する (『資宣卿記』)
8月29日	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 響膳の準備 位記・請院 響変の準備 東宮着座 献物 響宴 一献 東宮退出 二献 給禄 東宮、院御所行啓 院御所装束の説明 上皇出座 響宴 御遊 東宮御参の儀の詳細 装束撤収の疑問点	東宮傅による扶持	を使用する (『資宣卿記』)
8月29日	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 響膳の準備 位記・請院 棄宴の準備 東宮着座 献物 饗宴 ・一献 東宮退出 ・一献 東宮、院御所行啓 院御所装束の説明 上皇出座 饗宴 頼遊 東宮側参の儀の詳細 装束撤収の疑問点 院御所にて労のねぎらい 東宮に参ず	東宮様による扶持	を使用する (『資宣卿記』)
8 月29日	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 饗膳の準備 位記・請院 饗宴の準備 東宮着座 献物 饗宴 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	東宮傅による扶持	を使用する (『資宣卿記』)
8 月29日	東宮出御、拝舞 加冠人・理髪人に給禄 室内装束を改める 響膳の準備 位記・請院 棄宴の準備 東宮着座 献物 饗宴 ・一献 東宮退出 ・一献 東宮、院御所行啓 院御所装束の説明 上皇出座 饗宴 頼遊 東宮側参の儀の詳細 装束撤収の疑問点 院御所にて労のねぎらい 東宮に参ず	東宮愽による扶持	を使用する (『資宣卿記』)

類従 弟 に類似性があり、 以 「王権簒奪計画」 (治天の君の寵愛をえて、 |天皇| 下の詳 (実権を掌握した治天の君)、後小松を後深草天皇 にほぼ置き換えられるのである。 皇位を自己の子孫に継承させる保障を失っている)、 の公事部に 細な記録が集成されており史料に恵まれているだけでなく、 の元服を取り上げたい。 説に立ったときの義嗣と、 素材として好適と思われる。すなわち義満を後嵯 正 元元年東宮御 その後の正統になる可能性を与えられた皇太 恒仁親王の元服については、 元服部類記』 元服当時の恒仁親王の立場 として、 (兄である現 『成俊 義嗣を恒仁 卿 天皇 皉

して一覧化したものである。 記』を中心に、同所収の『荒涼記』、『妙槐記』、『資宣卿記』により補足を、『正元元年東宮御元服部類記』に所収された諸史料のうち、『成俊卿なお表①は、恒仁親王の元服について、当日に至る流れと当日の次第

表②

雅

仁

以下、

本稿においては、

表①表②を適宜参照しながら亀山天皇・

衣②		
『台記』の記述	『大右記』の記述	『親隆卿記』の記述
三条高倉院待賢門院御所にて元服儀、室内 装束の詳細	室内装束の詳細	室内装束の詳細
親王拝舞の路について相談		
	親王、童装束を着す	親王、童装束を着す
無品である雅仁親王(後白河)の服色について相談		無品である雅仁親王(後白河)の服色について相談
	鳥羽院出御し、親王・加冠人を召す	鳥羽院出御し、親王・加冠人を召す
雅仁親王出御		雅仁親王出御
理髪の準備	加冠調度の搬入	
理髪儀 (藤原教長)	理髪儀	理髪儀
加冠儀 (源有仁)	加冠儀	加冠儀
雅仁親王、身なりを整える	親王、男装束に改める	親王、男装束に改める(帷については女院が調進)
		一献・二献
南庭にて鳥羽院(仙院)に対し拝舞(待賢門院にはせず)	南庭で拝舞	南庭で拝舞
加冠人・理髪人、給禄	鳥羽院、人を召し、加冠人・理髪人に給禄	鳥羽院、人を召し、加冠人・理髪人に給禄
	鳥羽院、入御	鳥羽院、入御
		加冠・理髪の調度を撤収
饗宴	三献	
	鳥羽院、出御	鳥羽院、公卿を召す
	勧盃	勧盃
御遊	御遊	糸竹興、内蔵寮、衝重を用意
給禄		
叙品 (雅仁を三位に) の勅使、参院し、鳥 羽院の召により給禄	内裏より使者(経定)、院司に親王の叙品に ついて奏事	内裏より経定参上(給禄の有無について、議あり)、 叙品の由を申し、後鳥羽院の召により給禄
親王、南庭にて拝舞	親王、南庭にて拝舞	親王、位袍を着し笏を持ち、南庭にて拝舞
		殿上饗宴、屯食をふるまう
親王冠、院より献上		
叙品後の参内・奏慶はせず		叙品後の奏慶について相談、一般的には親王は内裏で 元服するので奏慶するが、今回はそうでないので省略

『親隆卿記』を・御元服部類記』 河はあくまで「ふつうの親王」であり、 史料にも恵まれ、 要となる。これについては、 して挙行された。 を考えるにあたっては、東宮ではない親王の元服のあり方との対比も必 つうの親王の元服とおなじ扱い」としている。したがって、 さて、 第三 一節 はじめに 親王元服について をもとに、 の後白河に関する箇所に引用された そこで、 好適な対比材料となる。 で述べたように、 雅仁親王元服儀のあり方を復元したのが表②で 『続群書類従』 雅仁親王 後白河の元服 (のちの後白河天皇) 森茂暁氏は、 元服儀も当然そのようなものと (公事部)に所収された 周 知の通り、 『台記』 義嗣の 若年時代の後 義嗣 の事 元服 |大右記 層の元服 例

表③					
西曆	和曆	元服者	場所	種別	御遊
7140600	和銅七	聖武天皇		東宮元服	×
7880100	延暦七	平城天皇		東宮元服	×
8190408	弘仁十	仁明天皇		東宮元服	×
8381001	承和五	恒貞親王	紫宸殿	東宮元服	×
8970703	寛平九	醍醐天皇	清凉殿	東宮元服	×
9161022	延喜十六	文彦太子	紫宸殿	東宮元服	Δ
9630228	応和三	冷泉院		東宮元服	×
9820219	天元五	花山院		東宮元服	×
10190828	寛仁三	後朱雀院	紫宸殿	東宮元服	0
10461219	永承一	後三条院	紫宸殿	東宮元服	×
10810821	永保一	実仁太子	南殿	東宮元服	×
11551209	久寿二	二条院		東宮元服	×
12081225	承元二	順徳院	南殿	東宮元服	0
12590828	正元一	亀山院	南殿	東宮元服	0
12771219	建治三	伏見院		東宮元服	0
13291228	元徳一	光厳院		東宮元服	0
13481027	貞和四	崇光院		東宮元服	×
9161126	延喜十六	克明親王	清凉殿	親王元服	Δ
9190206	延喜十九	代明親王	清凉殿	親王元服	Δ
9211124	延喜二一	重明親王	清凉殿	親王元服	Δ
9250224	延長三	時明親王	清凉殿	親王元服	Δ
9370216	承平七	行明親王	東八条院	親王元服	×
9390814	天慶二	章明親王	京極亭	親王元服	×
9400215	天慶三	村上天皇	綾綺殿東廊	親王元服	×
9630820	応和三	広平親王	清凉殿	親王元服	Δ
9650827	康保二	為平親王	清凉殿	親王元服	Δ
9651021	康保二	致平親王	清凉殿	親王元服	Δ
9860716	寛和二	三条院	東三条南宮	親王元服	×
9891121	永祚一	為尊親王	東三条南宮	親王元服	×
9930223	正暦四	敦道親王	南院東対	親王元服	Δ
10100717	寛弘七	敦康親王	里内裏	親王元服	Δ
10130323	長和二	敦儀親王	清凉殿	親王元服	Δ
10370702	長暦一	後冷泉院	昭陽舎	親王元服	Δ
10651209	治暦一	白河院	東宮在所	親王元服	×
10870602	寛治一	輔仁親王	陽明門院	親王元服	×
11391227	保延五	後白河院	待賢門院	親王元服	0
11501201	久安六	重仁親王	小六条	親王元服	
11911226	建久二	後高倉院		親王元服	
11950329	建久六	惟明親王	七条院御所	親王元服	
12121222	建暦二	雅成親王	高陽院	親王元服	
12160425	建保四	頼仁親王	11-01-00-12-0	親王元服	×
12520108	建長四	宗尊親王		親王元服	
12891006	正応二	久明親王		親王元服	
12980627	永仁六	後二条院		親王元服	
13031220	嘉元一	後醍醐院	洞中	親王元服	×
13181220	文保二	恒明親王		親王元服	×
13210319	元亨一	邦省親王		親王元服	×
13240310	元亨四	世良親王		親王元服	×
13270208	正中三	尊良親王		親王元服	
13360310	延元一	儀良親王		親王元服	
13481013	貞和四	直仁親王	仙洞 (持明院殿)	親王元服	0
13710323	応安四	後円融院	禁中	親王元服	×
13120829	応永一九	称光院	241	親王元服	×
10120023		Paryurbu			- ' '

について確認しておきたい。 の名前、 は、 天皇名あるいは ていく。 親王を中心に、 次章以降の考察に先立って本章の最後に、 その後の即位の有無にかかわらず、 なお、 あるいは 東宮については 他の多くの東宮、 「亀山天皇 「雅仁親王 (恒仁)」のように、 (後白河天皇)」 「亀山天皇」のように、 諸親王の事例にも触れながら論を進 「雅仁親王」のように親王時代 東宮元服と親王元服の異同 などのように記 その他の親王について 即位して以降 8

の先例)にもとづいて元服したが、 も准用された。 「元服雑事」という史料がある。 光厳天皇 (量仁) その准用に関する注意事項を箇条書きにしたのが本史料 元服に関する 後の光厳天皇は、 『元徳二年東宮御元服記』 不分明な点も多く、 寛平の 親王 例 元服の先例 (醍醐天皇 0) なかに

と指摘しておきたい。

二つ 床子」 天皇の 王元服と東宮元服とで変化を加える必要はないと明記されている。 箇条を見ると、 在していたと判断できる。 である。 元服と親王元服には少なからず共通点もあったようである。ここでは、 0) であったことがわかり、 座 元服のあり方は概ね類似していたが無視できない差異もあった、 所は その中の 「御簾中」 加冠理髪人の禄は内侍を介して給されるものであり、 可被垂御簾否事」を見ると、 であったのに対し、 方、「一、 東宮と親王の元服には、 加冠理髮禄誰人可取哉事」 親王元服の場合、 東宮元服における 相応の相違が存 出御大 なる 親

成仁親王

親王元服

14580417 長禄二

一章 義嗣元服と東宮元服

第 節 内裏元服

表③は 服という扱いであった。それに関して次のような史料が残されている なる躬仁親王は、 のは東宮に限ったことではない。後述もするが、例えば後に称光天皇と る限り必ず内裏で行っていたことがわかる。ただし、内裏で元服を行う 王の元服が開催された場所を一覧化したものである。 義嗣 △ は改行)。 (I) 『御遊抄 元服に関する最大の特徴は 元服時、 0) 「東宮元服」 立太子儀を経ておらず、 「親王元服」 「内裏での挙行」という事実である。 の項を素材に、 東宮ではない親王元 東宮元服は判明す 東宮と親

ŧ,

親王御元服、 仰下之状如件 於清涼殿被遂其儀例候哉、 度々例随 所見可被注進之由

七月四日

左髮 兵衛佐 (花押)

四位史殿

追申

於紫宸殿被行例

同

可

被注進候也

於内裏親王御元服

敦儀親王・敦平親王 (本文略) 後冷泉院 同 , 弾正尹邦省親王

今不及注載矣

同

/ 尊良親王

同

此外親王於内裏御元服例度々雖有所見、

右例注進如件、

応永十八年七月

親王の元服も内裏で催された例の少なくないことがわかるだろう。

たがって、

内裏で元服を挙行したからといって、

自動的に東宮準拠とい

第

一章で述べたように、

義嗣元服儀の特徴として後小松天皇の不在が

があった。 うことにはならない。事例が十世紀に集中している点は気になるところ 表③にも明らかなように、 親王についても内裏で元服を行うこと

在していたように思われる。 場所で元服儀を行うという区別の存在である。等しく「内裏」といって それは、東宮は紫宸殿にて元服を行い、 ところで、 東宮と親王では紫宸殿と清涼殿 表③を注意深く分析すると、 (紫宸殿以外)という棲み分けが存 親王は清涼殿など紫宸殿以外の 興味深い事実につきあたる。

う棲み分けがあったと判断できる。 ることが確認され、室町期に至るまで東宮は紫宸殿、 いる。一方で後に光厳天皇となる皇太子の量仁は、 東宮でなかった躬仁親王の元服儀は、 行されている。 服、 先に取り上げた躬仁親王 於清涼殿被遂其儀例候哉」とあることがわかり、 次期天皇としての即位が決定的であるものの、 (称光天皇) あくまで清涼殿にて執り行われて の史料を振り返ると 紫宸殿で元服してい 実際に清涼殿で挙 親王は清涼殿とい 「親王御 形式上は

当否について、その判断素材とはなりえないのである。 所で行われたかの確認はできない。 等しく内裏元服といっても、 で意味合いは異なる。そして現存する史料から義嗣の元服がどちらの場 義嗣が内裏で元服を行った事実自体に疑問の余地はない。 義嗣が東宮準拠で元服したかどうか、 それが紫宸殿なのか清涼殿なのかで、 したがって「内裏元服 別言すれば 王権簒奪 という情報 とは

第二節 天皇と上皇

左大史(13)

本節では、 義嗣の元服儀に参席した貴賓を分析することにより、

元服との比較を試みる

御 次

所

云々、

次

献

略

頃之上皇出御

々

上御束带、普、 於此門外御

次東宮自

献

略

此間太弟還御休盧

(略)

党乗車、

行啓上皇

る 後深草天皇の出御が認められる亀山 になっており、 昇自東階著尋常座 挙げられる。 「皇太子加元服事」を紐解くと、 た。 試みに平安期の儀式書である しかし本来、 天皇の とある。 出御は東宮元服の前提条件であった。 天皇は東宮の元服儀に参加することになっ 「宸儀出 「時刻宸儀出御、 元服においては次のような記述があ 御 『新儀式』 の後に皇太子が着座すること 0) 次皇太子入自敷 五 臨 時 また実際に 放門、 にある 7

0

存在を想定した上で習礼が行われており、 教が代理人に立てられ 服 の習礼が行われたが、 元服儀当日 今日 **沁帽子、** 東宮御 即主上着御御帳 の二十日程前、 直 衣、 元 服習礼、 東宮同 た。 その 実際には為教も 出 於仙洞殿內 後嵯 御、 日は後深草天皇が不在だったので、 三位為教卿為代、 闕腋御袍、 「峨上皇の院御所 々被行之 東宮元服に天皇の存在が不 「逐電」したのだが、 御帯剣、 但不及着座逐電 略 (冷泉殿) 令持牙笏 即 Ė にお 皇出 給 天皇 京極為 いて元 御 着 可 御 0 御

ば、

欠だったとわかる

わけ 本来は内裏で行うべき元服習礼を「流例」により、 谷氏 嗣 ものだった。 さて、 記されている。 東宮 の元服儀が東宮準拠であったとする想定と明瞭に矛盾する 所説に従うならば、 元服は故実上も、 再び亀山の事例をもとに考えてみよう。 義嗣 それでは後嵯峨上皇は亀 したがって後小松天皇が出席していないという事 元服を彩るもう一つの特色として、 Ш 元服は後嵯峨上皇の強 実態にお 上皇が出席していたことになるが、 いても天皇出御 山 0) 元服儀当日に、 い関与のもとで挙行された 前掲史料の中略部には 義満の のもとで執り 仙洞で開催したこと 出席が その ぁ 実 行 たの る。 iż わ 点に n か。 今 義 る

> 所 出

ろう。 御を仰いだことがわかる。 帶出御鄉壓東宮出自西方参進、 うことになる。 待つ存在で、 皇太弟として元服したときにも ものには参席していなかったのである。 まり元服儀当日、 太弟 上皇御所に行啓した。 義満が義嗣の 亀山と同様に順徳も内裏を もし今谷氏のいうように、 (亀山) 儀式そのものには参加しなかったと考えて差し支えない 元服に は、 後嵯峨は自らの院御所にいたのであ .参加するという儀式のあり方は極めて異例とい 献と一 そして院御所にて後嵯峨上皇と対面して 東宮元服におい 当御座間拝舞」という記述が残され 退下 一献の 「次皇太弟退下給 義満が上皇で、 間に また、 してから院御所に赴き上皇 て、 此門外」 上皇は院御所にて行啓を 守成親王 義嗣が東宮であるなら (略) (中門外) 良久之後、 (順 徳天皇 元服 より乗車 儀その てお 出 が

ŋ

仕今 人度可 也勤20 花山 理髪不 たい。 任 略作法」 たことを述べたが、 担うべき役割であ 次 した大臣であった点は、 院師継 それが加冠役 が勤仕したものの、 いで義嗣元服に二条満基が加冠役として出席した事実に視点を移し 先に亀山元服習礼において、 可略作法且興也、 と記されているように、 であった。 **子** (及び理髪役) 理髪については当日の所役人たる左衛門督 ったと判断される。 が代理をつとめた。 実は他にも不在により代理人が立てられ 加冠は 而傅大臣不参、 次に掲げる史 であった。 「傅大臣」(洞院実雄) 加冠儀と理髪儀は習礼において 不在だった天皇の代理人が立てられ ここから、 予可為傅代云々、 、料から断定できる。 東宮元服の すなわち「上皇仰 加冠役は 加冠役は の不参により、 理髮左衛門督 東宮 た役割 傅 大臣 不 を兼 あ

傅可 又命云、 為讃者云々、 東宮傅未被任也、 可 然之人自宮先可被挙也者、 其事先日大夫申関白、 仍大夫内 是御元服 .'々触 時 内 府

已有許容者、 即被申執柄已了、 至于今可被任内府

という意識が存在していたのである。 断される。 丞天之慶」との祝言を寿いでいるので、 (空) 冠役が れたという内容である。 猶以傅可為讃者」として 数篇のやりとりがあった。当時、 二条元服に関して、 祝曰、 東宮元服の加冠役(=「讃者」) 以歳之正、 問題は 大夫(藤原能信)と関白 内府 以月之令、咸加其服、 「讃者」であるが、 東宮傅は未任であったので (藤原教通) 「讃者」とは加冠役と同義と判 は傅大臣でなければならない が急遽、 以成厥徳、 (藤原頼通) 順徳元服に関して加 東宮傅に任命さ 御 万寿無彊 との間 元服時

子南、

令立同前給、

在を演出したのではなかろうか。 あったのなら、 のだが、 太子という手続きを経ていないのだから東宮傅など存在するはずもない であるはずにもかかわらず、 義満 = 7不参加、 そのような気配は全く確認できない。 には って義嗣元服を確認すると、東宮元服であるならば加冠役は Ŀ 仮に義嗣を次期天皇に仕立て上げようとする強い意志が義満に 皇 義満の参加、 「傅」との表現はされていない。 義嗣=次期 何らかのかたちで「 加冠役の人選などの要素を踏まえるならば、 「天皇」と評価するのは極めて困難である。 義嗣元服の加冠役である二条満基 しかし、 「准東宮傅」「擬東宮傅」 義嗣元服における後小松天皇 『教言卿記』 むろん、そもそも義嗣は立 の記事を見る限 のような存 (「内大 傅

一節 参加人員

てみたい ついて分析した。 前節では、 上皇、 本節では、 天皇、 加冠役など、貴賓と位置づけられる参加者に それら貴賓を除いた参加者につい て、 考え

ことを述べた。 先に、東宮元服において東宮傅が加冠役という重要な役割を果たした とはいえ、 東宮元服で大きな役割を果たしたのは 傅

> 限ったことではない。 夫相分先行、 頃之天皇出御南殿、 略 次学士二人 権大夫俄有所労不参、 略) 一揖之後着御、(略) 次亮一人 亀山元服に際して次のような記述がある。 此間在盛朝臣参上、 略) 自中門外行列、 次傅大夫 儲皇出御昼御座 (略) 带刀二人前 経尋常御椅 (略) 傅大

大夫、 るか、それに準じる存在である。 が、ここから、東宮元服における行列の人員として、 式の席へと向かう亀山 **傅の存在を指摘できるだろう。** (「儲君」) に付き従った行列を記したも これらはすべて春宮坊の職員であ 帯刀、 学士、

次第作進は春宮坊司の役割であるとの認識が存在していた。(四月) 亮以下が南殿装束を整えていたことが確認される。 行列以外の場面についても見ておこう。 まず東宮元服においては また、 東宮元服

経顕がつとめており、 H 切燈台、 厳 準備の段階から深く関与していた可能性を指摘できるだろう。 あるのと同日条に「今日春宮帯刀等初参云々」と記されているのである。 関して注目すべき記事がある。 具体的な作業が開始される。その準備作業を眺めていくと、二条元服に応の準備が必要とされ、概ね儀式当日から遡ること二ヶ月余りを起点に 元服定と同日に「春宮帯刀」が初参していることから、 E成員だったのである。 下知日時事、 時定では、 さらに準備作業における春宮坊の活動を見てみよう。東宮元服 元服では 被目右大弁歟」との記述が確認できる。 「今夜於陣被勘日時、 上卿を傅の近衛経忠が、 退帰之後、 春 宮坊 持参定日時勘文入意、 の職員は事前 すなわち「今夜同有御元服定事云々」 傳程大臣為上卿之間、 日時勘文の作成を春宮亮の勧修寺 の準備から東宮元服の主要な 傅見之、被置前 このときの東宮元服 先参陣」 春宮坊の職員が 他にも光 には

れでは義嗣元服はどうか。 義嗣の元服については、 事前 の 関連記事

そ

はないだろうか。 るならば、 返しになるが、 残されておらず、 なんらかの形で春宮坊に準ずる存在を擬制的に演出したので 仮に義満が義嗣の元服を東宮元服に準拠させていたとす そのような気配が全く感じられない事実は軽視できな ましてや春宮坊の存在は、 全く垣 間見えない。 繰

皇の

きる。 を撤し、 から、 可欠な要素であった内蔵寮が参与していない可能性が極めて高いという あったはずであろう。 (32) ある。 には、 た。そして周知のように内蔵寮については、 がわかる。二条元服の事例においても「諸卿或参向、 の記述がある。 自御在所東階下、 以資宣申事具由、 他にも内蔵寮がある。まずは亀山元服の事例を確認すると「成俊参南殿 言を含め山科家が内蔵頭を世襲していた。にもかかわらず ここでも掃部寮が供えた莚道の上に緑絹を敷く内蔵寮の姿を確認で 掃部寮供莚道、 宮坊に関する考察が続いたが、 義嗣元服における内蔵寮に関する情報が一切記されていないので 内蔵寮が義嗣の元服に関与していたのならば、 東宮元服では、 一殿寮、 掃部寮が莚道を敷き、その上に内蔵寮が布單を敷いていること 元服儀の開始にあたり、主殿寮が「東宮御方中門前幔門 掃部寮、 其後仰主殿寮、 到日花門代外、 内蔵寮其上敷緑絹、 したがって、 主殿寮、 内蔵寮は儀式当日に不可欠な人員であったこと 掃部寮などとともに内蔵寮が勤仕してい 令撤東宮御方中門前幔門、 令敷莚道、 義嗣元服においては、 東宮元服に特徴的な参加者として、 以西小寝殿為春宮御所、」とあ 『教言卿記 其上内蔵寮敷布單紫網」, 方中門前幔門、仰掃部寮、 なんらかの言及が 或於陣座前屏外跪 東宮元服に不 の記主山 『教言卿 1科教 記

細が確認できない 清涼殿なのかで、 本章の内容をまとめよう。 まるで意味合いが異なったが、 また、 義嗣元服が東宮準拠であるならば、 内裏元服といっても、 義嗣についてはその詳 それが紫宸殿 後小松天 深なの か

あ

内蔵寮の不参からも義嗣の元服儀を東宮準拠とはみなせない。 て確認したい。 東宮や親王以外の 宮以外の単なる) 実態は東宮元服のあり方からあまりにもかけ離れている。 不参加や義満 親王元服に準拠したということだろうか、 範疇でも位置づけ可能なものなのだろうか。 (上皇) の参加はありえず、 加冠役のあり方、 章を改め 義嗣 元服

親王元服と摂関家 完服

節 親王元服における貴賓

第

方と比較したい。 高官者であった。この点を手がかりに親王の元服における加冠役のあり 義嗣の加冠役をつとめた二条満基は、 傅ではなかったが内大臣という

る人物) 当代きっての実力者である一条兼良がつとめている。 皇 と想定される。この両親王の加冠役は、 ていることを踏まえると、この人選には貞成の意向が反映しているもの 倒を見ていた有仁に庶子雅仁の加冠役をつとめさせたのであろう。 は、 仙洞法皇」(貞成親王) つろうか。 .特に強いコネクションがあったとは想定しづらい邦康親王の加冠役を .至って元服を遂げたが、そのときの加冠役は一条兼良であった。 `例に目を移すと後二条院の子孫(大覚寺統の末裔)である邦康親王は まずは雅仁親王 鳥羽院の強い意向を受けてのものと思われる。 の加冠役は左大臣 承仰召加冠大臣、 が、 共通点を求めるならば、 自らの信頼する実力者であったり、 (後白河) 大臣齋参進着座」とあり、雅仁親王 (源有仁)であった。この有仁による加冠役勤仕 の養子として親王宣下を受けることで、 から確認すると「次又召人如初、 事実上の後見人たる上皇 いかなる基準で選択され 親王の烏帽子親たるに 鳥羽院は日 養子関係が結ばれ (後白河天 (に相当す 頃から 頭 四 中 他

白河院が

「今宮御元服事」

を諮問しており、

細部にわたって、

後白河

院

関与があったものと思われる。

らば、 枠組みで解釈する余地が少なからず存在する。 考えられる。 相応しい :が良基の後継者たる二条満基に加冠役をつとめさせた可能性は十分に 義満と二条良基の関係を鑑みたとき、義嗣を親王に擬した上で義 人物を選んで勤仕させた、 加冠役の人選という観点からは、 ということになるだろう。 義嗣の 元服を親王 で 完服 しあるな 0

して、 説明するべく後嵯峨上皇のもとに参上していることから、 確認しておくと、 に顕著である。 こそ見られなかったが、 うい 上皇の関与は自明 ても、 義嗣 同様の 元服の特徴である義満の参加について考える。 既掲載史料においても垣間見たところであるが、 亀山 傾 完服 向 にがある。 中世における東宮元服では上皇の影響力が非常 の前提であっ の準備が本格化する際に花山院師継が詳 たことがわかる。 東宮元服に対 然、 本人の 親王 改 完服 ふめて 細 参 加

御所で執行されたのである。 他ならなかった有仁の元服は、 下賜し、 て白河院御所で元服を遂げたが、 後 0 密 早 和龍蹄 源有仁は、 直 有仁が 有御猶子之約云々、 御幸白川如 疋 「帰御」する前に両者は対面を遂げている。 (略) このときまだ臣籍降下しておらず、 次依御旨上御、 例 晡 他にも守貞親王 今日即被加首服也 時三宮若宮被参院母故中宮大夫師忠卿女俊網娘 白河院の全面 その際、 即於簾前有御対面 右大臣への禄を白河院自らが 的 (後高倉院) な関与のもと、 略) 右大臣加冠、 白河院の猶子とし 元服では、 小時帰 親王元服 その 御37 上皇 値 日 後 来 洞

上皇は 院政 当日の式そのものに出席することがあったのかどうかを確認する。 状況があったとしてもおかしくない。 期以降、 したがって、 東宮、 「ふつうの親王」 親王を問わず元服儀に対して上 0) 元服ならば、 そこで、 親王元服におい 上皇臨席 皇は強く関与して が 般的

> 臣参進、 羽上皇) 同時に天皇が欠席するという事例の有 雅仁親王 臨 席は明らかだろう。 の召しにより親王が参上し、 承仰召親王、 (後白河) の事例を見ると 親王出殿上、 次に、 久明親王の事例を取り上げる。 、着御前座給東面(40) 無につい 元服儀が開始してい 「仙院出御、 ても瞥見しておく。 召人、 とあり る。 頭 中将教 仙 鳥羽 皇

は

0)

給、 (41) 大臣殿令奉行給、 出御寝殿御座 御自対代南面 予相具参仙洞 (略) 執柄候簾中 令経中門廊給、 兵杖辞退已後未無御著陣、 午斜諸卿参集 略 三条大納言等華扶持之、 今夜親王勅授事可被宣下云 略) 次親王令著殿上給小臺盤、 俄有御著陣、 次上皇舞車 即令参内 内 出

参集し、 した一方で、 参内している。 日の内裏では 久明親王の元服に際して広橋兼仲は仙洞に参上すると、 親王が殿上に着座した後に、 伏見天皇は内裏にいた可能性が高い 「親王勅授事」 久明親王の元服は仙洞御所で行わ の宣下があり、 後深草上皇が出御した。 鷹司兼忠 後深草上皇が (「内大臣 やが て諸 殿し 方、 臨 が 当

分に解釈 十分ありえた。二条満基という加冠の人選、 松天皇の欠席という義嗣 親王元服においては、 可能ということになる。 元服のあり 「上皇が参席し、 ッ方は、 天皇は不在 親王 義満 元服 (上皇) 準拠とい とい 0) う脈絡で十 臨席と後小 うあ り方が

第 節 義嗣の 元服と親王元服

大の 及び るかどうか考えてみたい。 て確認する 特徴 行論 節では参加した貴賓以外の要素から、 この端々 は、 内裏での挙行、 に触 れてきたが、 何 これに尽きる。 .度も繰り返しているように、 再度、 親王が元服儀を行った場所につ 義嗣の そこで、 元服が親王 既に第 義 |準拠とい 嗣 一章第 完服 0) 節 最 え

王や尊良親王の事例が挙げら 催されることもあり、 あ 於承明門院御所出鄉、 また邦仁親王 と、そうではなさそうである。 で行われることが多かった。 於仙洞 儀を執り行ったが、 御所にて挙行されたことがわかる。 院御所で元服してい ったのである。 (後白河) 留首服、 で既述したように久明 は三条高倉院の待賢門院御所にて元服儀を執り行っている。 (後嵯峨天皇) また、 川保延例、 宗尊親王の事 有御元服 義嗣 る。 第二章第一 Ŀ 元服に比較的近い いれる。 では、 親王は 一皇の臨席がある以上、 儀云々、」との記述から、 の元服儀については 加冠左大臣業子」といの事例を確かめると、 第一 節 章第三節で既述したように、 必ず仙洞御所で行っていたかと 仙 親王元服は女院御所で行うことも 洞 (表③) :の御 時代の事 前 で述べたように内裏で開 いう記述が す 「今日若宮御門院第三、 親王 なわち院御所 晴 例としては 承明門院 元服は仙 親王家 あ 邦省親 冷で元 (在子 宮土 篽 う 所 は 服

を親王 多かったが、 の状況に応じて選ばれていた。 節 王 元服の挙行場所は、 元服準拠の枠組に位置づけることは可能である は内裏で行っている。 直仁親王 後円 院御所、 融 北朝の場合、 内裏挙行という点におい 『御遊抄』) 女院御所、 や躬仁親王 仙洞御所で行われることが 内裏など、 (称光、 そのときどき 嗣 元服

である。 であるが その後に諸卿及び鳥羽上皇が退出していることから、 さらに つとして御遊の存在を指摘できる。 世紀から十五世紀までの 皇 事 その 一御遊という観点から、 例を確認すると、 0) 御前 れまでに何度 東宮元服 で行わ n る 親王が 0 か引用してきた が期間、 (原則として) 項を見ると、 同様の考察を続けたい。 休盧に戻ると、 行事ごとに分類して 御遊とは、 堂上貴族による管絃の 聖 『御遊抄 武天皇から (44) のののでは、次いで御遊が行 朝廷行事に付随 親王元服の は 雅仁親王 御遊の 一条天皇までの 覧化し た史料 次第 演奏会 して天 所 (後白 れ

> 親王) かる。 たといえよう。 親王は元服において御遊を催したが、 されており とも多かった御遊 う義嗣 至元服という枠組で把握することが可能である。 正統となる後光厳流 御 中、 0) 門 時期 邦省親王、 同じく が 0) 鎌 (成仁親王) ?行っている一方で、 につ ○例で御 元服儀において御遊は行われていない。 倉期以降の 『御遊 (尊良親王は行っている)、 ては それでは義嗣はどうであったか。 世良親王、 遊 抄 が、 東宮 が行わ は行っていない。 吹笛唱 0) 順徳院以降は毎回 などの皇統の場合、 元服においては必ず御遊が行われ 「親王元服 儀良親王の元服においては「無御遊」 n 後円融 れている。 歌 と いう表現であったり、 (緒仁親王)、 大覚寺統や崇光流に代わって北 後に崇光流となる持明院流 ただし大覚寺統 0) 持明院統につい 項を見ると、 .行われるようになったことが 必ずしも行うとは限 したがって後光厳 教 称光 **晉卿** 後白河以 の後醍 ても崇光 (躬仁親 てい 行 記 醐 わ たの を見る限 れ 王、 と明 本流 恒 0) な いであ 明 後 記 親 八

士.

毛 例 る。 間

はない うな脈絡では解釈できない事象がある。 以 上の考察から、 か、 との 仮説が浮かび上がる。 義嗣の元服儀は後光厳流の L かし、 親王元服儀に准 点 どうしてもその えた 0) ć

ŋ

そこで、 叙爵してから正五位 叙爵し、 れたのである。 广 が做っ う行われ 公卿補任 義嗣は一 たものに 将来の 同じ月の二四 の時点におい たのは翌四 鴚 他ならない。 旦 の応永一 元服前に任官するというのは珍しい 位 |月の を前提にしてい ⁽⁴⁶⁾ 下に叙されるという流れは、 正五位下に任官した後、 て将来の即位が予定されていたとは考えがた 日 五年の項を紐解くと、 に正 一五日であり、 また一 五位下左馬頭に叙されてい ない 旦 ・親王の 正五位下 その日のうちに正三 元服と同日に正三位に叙さ 義嗣 元服 左馬 義持と同じで、 ケースであろうが 儀を素材に、 は同年の 頭に任官して る。 位 元服 月 儀 几 関 日 が 埶

ŋ

叙任について考えたい

出

叙品之由 省長官」に任じられたようである。 る。 史料を引用したが、 可能性を指摘できよう。 舞了、」との記述が続く。 かで先に引用した雅仁元服の史料には において、 元服当日に しているのである。 すでに先行研究を引用したように、 将来の即位が予定されていない親王は、 (略) 将来の即位は予定されていなかった。 「令叙三品給、 次、 宗尊親王も元服儀当日に三位中務卿に任じられてい 親王着従袍精文、 親王元服と叙品は一連のものとして存在していた 四、又令任中務卿給」った。また第三章第一節でさらに後二条の子孫である邦康親王についても 雅仁親王は元服儀終了の後、 執 **笏**白被献、自余物不改、 雅仁親王 「伝聞、 元服儀と同 自内裏以職事頭中将、 (後白河 御遊に関する考察のな 当日のうちに叙 日に 如初進南 は元服 「三位+八 庭 0 被申 時 拝 点

般

された親王と扱われていたとは考えがたいのは勿論のこと、 に任官されたのは左馬頭であり、 元服儀とも異なるのであ 「三位+八省長官」という叙任を受けたわけでもない。 義嗣は、 元服と前後して叙位任官を経験しており、 その点では即位を予定されない 将来の即位を予定 彼が 元服 完服 脈の向い日 のに日 親王 0

る

視するか、 裏挙行」「御遊なし」という要素と、 親王準拠とは位置づけがたい。 親王元服との親近性を伺わせる要素もあるが、 義嗣の 元服は、 という判断であろう。 内裏で行われた御遊のない したがって、 一叙位任官のあり方」のどちらを重 元服儀であり、 次に求められるのは、 叙位任官のあり方からは 後光厳流 内 0

一節 関家の元服

親王 元服という枠組で理解可能である。 節で明らかにしたように、 足利義嗣の元服を彩るいくつかの特徴 具 、体的には、 ①義満 (上皇) は

> (3) (7) 準拠 嗣元服に見られる諸特徴で、 う脈絡以外では理解できない」ということでは決してない。 に準拠したと考えても矛盾しない」ということであり、 要するに、 であり、 方が不自然であろう。 然のことであろうし、 ①についていえば、 東宮あるいは親王元服に準拠したのではないか」との仮定を外し、 る。 ④御遊の不挙行、 「席と後小松天皇の不在、 人臣である足利家の元服儀」と考えれば、 に固 しかし、そのうち、 加 人臣の元服儀であるならば、 冠役が大臣でありかつ摂関家の二条満基」という二点に絞られ 有の現象であろうと考えられるのは、 本章で明らかにしてきた考察結果は、「義嗣元服は親王 以上の四点は後光厳流の親王元服儀のあり方と共通 元服にあたって父親が出席するというのは、 ④についても、 東宮・親王以外の元服儀に天皇が出席することの ① ④ は、 ②加冠役としての二条満基、 一般人臣の元服儀では想定しがたく、 そもそもの前提にある「義嗣の 天皇・上皇が主催するから 御遊などあるはずないのである。 ごく当たり前の現象である。 ②の「内裏での挙行」 ③内裏で 「親王元服とい 1 \(\frac{\cappa}{4}\) 0) 元服: 開 元服

9 ば だろうか。 :義嗣の元服儀についても、 いて考えてみたい。 ところで、 そもそも足利家の基本的な家格は摂関家格であった。⁽⁵⁾ そこで、 前節までとは少し視点を変えて、 摂関家に倣って挙行されたとは考えられな 摂関家の元服に

ある。 行われた場所について確認したい。 まずは、 内裏での挙行について考えるために、 次に掲げるのは、 摂関家の 近衛経 元服 忠の事例で が

今日 被引御馬二疋云々上皇出御云々、又、 **答等**宣下之後遣之也、 関白子 息 関 英白即退出、 於冠者先所遺也、 (51) (51) 於院御 所 ル・常磐、 丑尅関白相具子息参入光藤朝臣理髮、 加 元服 云々、 仍 造冠 半 襲下

実録 被仰禁色事、」 いう感こそ否めないもの 遂げていることが確認される。 げられており、 藤原道信 藤原緒嗣 もあった。 与したであろう。 ることがあったと判断される。 は 年正月 自ら の元服儀についても 近衛経忠は院御所である常磐井殿で元服しており、 冠 和 (兼家の子 一五日条)、 (『続日本後記』 『古事類苑』 一年正月二日条)、 とあることから、 十世紀にまで遡れば、 半襲下襲表袴等」を遣わせている その一方で、 藤原頼忠息男(『日本紀略』天元三年二月二五日条) 『日本紀略』 の 「近衛前関白息拳於仙洞御元服、 \hat{O} 承和十年七月庚戌条)、 「礼式部 義嗣 藤原敦忠 実は摂関家には、 十一世紀以降に事例がないので、 当然その場合は、 摂関家の子息は院御所で元服儀 の内裏元服は、 寛和 一を紐解くと、 摂関家 二年一〇月二一日) (時平の子 (の先祖 内裏で元服を行う先例 上皇も何らかの 摂関家の故実でも説明 藤原時平 「殿上元服 (後述)。 $\overline{\mathbb{H}}$ このとき花 も内裏で元服を 「本紀略」 即叙正五 0) **一**目 また近衛 として、 事 延喜二 異例と 例が挙 本三代 形で関 成を遂げ 園 位 天皇

であった。 (55) (55) (57) (58) けでもなかったようである。 だろう。 ける加冠役は二条満基により担われたが、 家元服における加冠役は近親者から適当な人物が選ばれたと考えられる し出ていることがわかる。兼平か元服について九条道家に相談し、 Ŧī. 兼平 次に、 摂家の当主が加冠役をつとめるということはありえたのだろうか。 Ó もっとも、 事例を見てみると、 加冠役が二条満基であった点を考えてみよう。 必ず しも五摂家のなかから選ばなけ 兼平から見て道家は伯父にあ 例えば九条忠家 近衛兼経が その流れの中で道家が 「小童」 摂関家の元服儀におい 近衛房嗣 (九条教実の子で、 (のちの鷹司 0 加 義嗣 ったるの 冠役は足 ればなら 加冠の勤仕を 元服 ぞ、 兼 **利義持** 道家の ない 、て他 平 儀に 摂 わ 関 0) 鷹 申 0 お

> 基の といえるだろう。 条満基についても、 として適当な人物が選ばれていたのである。 組で理解することが可能といえる | 町期に至るまで、 孫であることを考えると、 加冠役の人選につ 足利義満の公家社会における指南役であった二条良 摂関家元服の加冠役には、 義嗣の後見役として相応しい っても、 義嗣 義嗣 身近な人物 0) 元服は摂関家故実の 加冠役をつとめた一 人物だった から後見人

たという諸説の り上げなかった素材がある。 についてである。 さて、 節で義嗣元服の特徴として提出しておきながら、 最後にもう一点、 有力な論拠となりうると思われるの これも義嗣の元服が東宮ないし親王に准えて挙行され 考えておきたいことがある。 それはivとして挙げた 「禁裏御服御物具云々」 ここまでの考察で取 で、 実は、 確認しておきた 第一 章第

ると、 あろう。 を使用した先例のあることは、 を遣わしたことに触れたが、 先に近衛経忠の事例におい 摂関家と さらにこれも先に取り上げた事例だが、 「禁裏御服御物具」 摂関家の元服において「禁裏御服御物具_ て、 それだけでも十分に了解され 花園天皇が との関係がより明 冠 鷹司兼平の 半襲下襲表 確になる 元服 るところで 一袴等

できるのである。

応主 見、 父冠有例、 又主上御元服以前也、 若有一覧者可注 上未御 今度於此 元服、 院 領 (院 (海 (海 (土) 所有元服者、 仍御冠御装束等、 家、 普賢寺入道殿元服、 頗 無便宜歟、 可被用誰人乎、 被申請御 被用誰人冠哉 冠如 略儀 何 時 用

だが、 条道家 冠 九条忠家 を借り受けることができず、 司 それが一つの先例となっていった様子が 兼平の (伯父) 元服 元服にあたって、 に関する史料に描かれている。 と相談している。 「主上未御 このときは結局、 その処置につい [元服、 院御出家」 Þ て近衛兼経 道家の はり前に取 冠を使 により、 兒 ŋ が 御 九

中将兼平卿元服之時、用予冠、上皇御冠、今度共以勿論、仍以予冠用之、已新儀也、但去年中納言(昏)

からといって、 な判断はできないが、 服御物具云々」 ることが、 例とするものだったことがわかる。ここで注目すべきは 呼かである。 (58) ・冠」という記述である。 九条忠家も、 基本的なあり方だったのである。 が、 すぐさま東宮なり親王に準拠していたといえないことは 九条道家の冠を使ったこと、 具体的にいかなる内容であるかが不分明なため軽 少なくとも天皇家の所有する衣類や物品を用いた 摂関家の先例では「公家御冠 それは前述 義嗣元服における「禁裏御 の兼平の 「先例申 を 「申請」 一請公家 例を先 す

も存在することへの留意が必要であろう。 は決してない。 とはいえ、 すべて、 親王元服という脈絡ならば理解可能であった。しかし、 足利義嗣の元服は、 元服の諸要素の多くは親王元服に準拠したと考えても矛盾しない 摂関家の元服の枠組に収めることもできるのである。 「親王元服という脈絡以外では理解できない」 むしろ叙任のあり方など、 東宮元服として捉えることが不可能である一 親王元服では考えがたい状況 それらの要素は ということで つまり、 方、

やそこから天皇家を簒奪しようとする足利義満の意図など、 う意味でしかなかったのではなかろうか。 という意味ではなく、 の準拠なるよし」と記したのは、 な表現を用いた理由こそ究明すべきものと思われるが、 結局 家格について厳密な情報を我々に与えてくれるものではなく、 のではあるまいか。 足利義嗣の元服儀について貞成親王が、 「一見、親王元服に似た形態で挙行された」 むしろ記主の貞成親王が、 「厳密に親王元服に准えて挙行された」 『椿葉記 「しんわう御け の記載は、 この点について このように微妙 読みとるべ 足利家 んふく まして とい

は本稿の論旨を超えるものとなる。

おわりに

内裏が、 なかったのではないか。 た。 嗣が元服儀を遂げた内裏とは義満がパトロンとなって造営した御所だっ 造物であったのか。まず確認しなければならない いう事実に隠されているように思われる。 ような恣意が実現した要因を探らなければならない。 内裏で挙行されたの 以 上、 そもそも義満にとって、 ならば、義嗣の内裏元服は、 本論で述べたように、 義満の主体的な関与のもとで造営されたという事実である。 足利義嗣の か、 元服について検討を加えてきた。 という最大の課題は未解決のまま残ってしまっ 仮に義満の公私混同を理由とするならば、 摂関家の人物が内裏で元服儀を遂げえたと 当時の内裏とは、 義満による、 ある種の公私混同に過ぎ いかなる性質を持 のは応永一五 それを考えるヒン しかし結局、

れる。 よう。 は親子関係に相当するような、 慶門院の面前で挙行されたことは間違いない。 慶門院との養母子関係により、「宮中」での挙行が実現したと判断 ておきたい」と懇願したことを受けて、 て元服儀を挙行しているが、 たことがわかる。また、 らが加冠しており、 朝臣嫡子公任、 EE嫡子公任、於殿上元服、天皇手自授冠加首」例えば、その一人である藤原公任については の 「宮中」 ならば、 実母は遊義門院) が内裏なのか女院御所なのかは俄に判断できない 摂関家に内裏での元服が可能だった背景には、 醍醐天皇と公任の関係が、 が今際のきわにあたって「死ぬ前にその姿を見 大覚寺統の皇子である世良親王も、 それは、 極めて近しい関係を持っていたと考えら 養母である女院 急遽、 実現したものである。 極めて近しいものであ 元服者と挙行場 「関白太政大臣藤原 とあるように、 (昭慶門院、 「宮中」 派の 内裏の家 でき 頼 昭 昭 良

松天皇 存在していた。 と強固なミウチ関係で結びついていた」(62) まいか。 主 (=足利家将軍 天皇家) (内裏の家主)との「ミウチ関係」を想定するべきではないだろ 家永遵嗣氏が「義満・義持の 家 ならば、 との特段に親しい関係 と後小松天皇 義嗣の 内 裏元服の背景には、 (北朝天皇家) (=ミウチ関係) と述べるように、 代、 足利氏家督は後光厳 には 当 「ミウチ関 が 一時の義満と後 当該期の あったとい .係 流 義 が 満 え 小

か のではなく、 のそれに極めて類似していた。この二現象は、 その一方で第三章第二節で述べたように、 も極めて実証的に論じられており、 を法皇に准えて行動していたことについては、 について筆者は、 も義満は 的行動をすべて 意図があったとする前提そのものに疑問が湧く。 私混同によるものだったとするならば、 おそらく義満は、 存在しないようであるし、 た政治行 否かには、 政治家であり、 動をとり続ける〉 周到 その場その場で最適な判断を積み上げていくというタイプ さほど力点を置かなかったのではない 元服の内裏挙行が 「王権篡奪計画」 な計 やや否定的に見ている。 各々の政治的判断が全体として一貫した整合性を持つ 長期的なスパンでひとつ一つ周到に布 画を準備し、 筆者においても、 といったタイプの政治家だったのか。 「ミウチ関係」を背景とした、 の脈絡のなかで位置づけたが、 それに則って、 この部分に関する批判は管見の限 義満に、 義嗣の叙任のあり方は摂関家 例えば、 特に異論はない。 明らかに矛盾している。 『室町の王権』 今谷氏は、 なんらかの深 出家後の義満が自己 論理的に首 石を打っ 義満の政 しかし、 において 尾 義 この点 そもそ 発満の 7 政 貫し 治 ŋ 公 的

W

だから」という公私混同した意識から、 裏という場所を選んだというよりも、 裏挙行につい 義嗣になんらかの政治的地位を想定した上で内 「自分が事実上のスポンサー その 時点における短期的 な判 なの 断

> ŋ 13

持つものではなかったと評価すべきだろう。 で実現させたものであって、 王権篡奪計 画 と た長期 的

き場所は本来的にどこだったのかを考えなければならない。そこで義嗣 的にいかなる場所で元服儀を執り行うもの 内裏で行ったこと」 では、 義持を見てみよう。 短期的 な政治的判断とは、 が異例 な事態であるならば、 いかなる内容 で、 義嗣 のも 足利家の 元服儀が 0) がだ 人物は 0 た わ れるべ 0) か。 般

抑 給之間、 夫一人表布、 為重房家司申沙汰之故也、 ·室町殿^{准后}若君九歲、 為宣下所参陣也(64) 取被召具也、 今夕令遂首服給、 頃之、 西半刻、 人々参集、 家君御参下結本、 万里小路 次余参内、 大納 余同 言 是令任 申 沙 汰 将 是

殿)、 重 自らの庇護者である義父義政の邸宅 左大臣義政第、 れていたことが確認される。さらに足利義視について見てみると、のために「室町殿第」へ「御参」しており、義勝元服も室町殿で挙 で執り行われたことになる。 由 方だった。 は父親、 前 ることから、 元服儀は、 次に七代将軍義勝について考えると、 要なのは であろう。 説のことながら足利家の主要人物の元服は、 :者である広橋兼宣が あるいは元服する者にとって最も庇護を期待できる存在 あるいは前将軍) 本来、 そして義嗣にとって最大の庇護者は義満であった以 「内裏で行った意図」ではなく、 有義視元服從四位下 義持の元服儀は、 北山殿で催すべきだったのではあるまいか。 「家君御参」 当然、 の邸宅にて執り行うというのが基本的 此日、 内裏以外 室町御所 (室町殿) に 有禁色宣下難しとあり、 執柄の二条持基が、 同 0 「北山殿で行わなか (義満の邸宅) であろう。 足利家家長の邸宅 にて元服している。 明記する必要のない場所 0) Ó ち、 「参内」 殿で挙行さ 御加 (基本的 冠

n

を深めていきたい。 殿で挙行するわけにはいかなかった理由の究明である。 果に過ぎなかったものと思われる。 かろうか。義嗣の元服が内裏で執り行われたのは、 された選択肢としてクローズアップされた場所こそ内裏だったのではな う政治的判断を行い、 将軍義持 継承が想定されない立場にあったことである。したがって、 右述の各人と義嗣の相違は、 (家督継承予定者) との関係において、北山殿以外で行うと 北山殿を選択肢から外した。そして、 改めて述べるまでもなく、 残された課題は、 あくまで消去法の結 義嗣の元服を北山 今後さらに考察 形式上、 そのとき残 義満は、

注

- $\widehat{\mathbb{I}}$ 中世王権への挑戦』 臼井信義 田中義成 『足利義満』(吉川弘文館 『足利時代史』 (平凡社ライブラリー (講談社学術文庫 一九六〇)、 一九九四、 九七九、 佐藤進一 初出 初出 一九八〇)。 『足利義満 一九二三、
- 2 今谷明 『室町の王権』(中央公論社 一九九〇)。
- 3 森茂暁 『戦争の日本史8 南北朝の動乱』 (吉川弘文館 二00七)。
- 4 村田正志 『證註椿葉記』 (『村田正志著作集』第四巻 九八四)。
- 5 出は一九七九)を参照されたい。 『椿葉記』 詳しくは横井清 は貞成親王が 『室町時代の一皇族の生涯』 一定の政治的意志を込めて書き上げたものであ (講談社 110011 初
- 6 森話社)、四〇~四一頁。 桜井英治「足利義満の文化戦略」 (『ZEAMI~中世の芸術と文化 04
- 7 参照されたい。 文館 二〇〇三、二四頁)、筧雅博『日本の歴史10 (講談社 二○○一、二二二~二二三頁)、伊藤喜良『天皇・天皇制をよ 詳細については近藤成一 (歴史科学協議会編 東京大学出版会 『日本の時代史9 二〇〇八、 モンゴルの襲来』 蒙古襲来と徳政令』 一三七頁) (吉川弘 などを
- 8 以下本稿において、 亀山 元服に関する 『成俊卿記』 『荒涼記』 『妙槐記

- する。 する史料はすべて『東宮冠礼部類記』 『資宣卿 て東京大学史料編纂所架蔵の $-64 - 7 - 1 \sim 6$ また、 記 はすべて同出典。 上述の諸史料については、 を併せて参照した。 また冷泉、 『東宮御 (『続群書類従 元服部類記 後三条と二条に関するものを除 後三条、 二条、 (写真帳、 公事部 順徳の 請求番号 を出典と 元服に関
- を参照されたい。 例えば、 保立道久 『平安王朝』 (岩波書店 一九九六、二一〇頁) など

9

10

- 出典。 九)』(写真帳、 以下、後白河元服に関する 本史料についても東京大学史料編纂所架蔵の 請求番号6170―68―9)を併せて参照した。 『台記』 『大右記』 『親 隆卿 『勧修寺家旧蔵 記 はすべて同
- 『続群書類従 一公事部。

11

- 12 『続群書類従』 管絃部。
- 13 ·壬生文書」(『大日本史料』 第七編之十五、 六〇〇頁

第七編之十五

- 15 14 『続史愚抄』元徳元年一二月二八日条。 兼宣卿記』応永一八年一一月二八日条 (『大日本史料』
- 16 『妙槐記』 正元元年八月四日条。
- 17
- 『妙槐記』 正元元年八月四日条
- 19 18 『成俊記』 『長兼記 承元二年一二月 正元元年八月二八日条 二五日 条
- 20
- 『妙槐記』 正元元年八月四日条

『資房記

永承元年一一月二二日条。

- 『長兼記 承元二年一二月二五日
- 『成俊記 正元元年八月二八日条
- 妙 ※槐記 正元元年八月一日条

24 $\widehat{23}$ 22 21

『妙槐記』

正元元年八月二八日条。

『不知記

応和三年二月二八日条。

- 『荒涼記 正元元年六月五日条
- 平知信記 久寿二年一○月一六日条。

27

26 25

- 元服 雑事 元徳元年一二月八日条。
- ||後卿記| 正元元年八月二八日条。

30 29 28

『平知信記

久寿一

一年一二月九日条

46

- 31 八九~一九三頁 『日本の 中世国家』 (岩波書店 二00七、
- 32 一九日、三月六日条)や同 『教言卿記』には、 応永一五年の北山第行幸(一月二一日、 一四年・一五年の賀茂祭 (応永一四年四月八・ 月
- を下行された上で衣服を調進した様子が記されている。 応永一五年四月九·一九日条) において、 内蔵寮として費用
- 『大右記』 保延五年一二月二七日条
- 34 保立前掲注 9 著書、二一二~二一三頁
- 36 35 『妙槐記』 『康富記』 正元元年八月二日条。 康正元年一〇月二七日条
- 38 37 保立前掲注(9)著書、一九二頁。 『永昌記』 一永久三年一○月二八日条
- 39 40 『山槐記』 建久二年一二月二六日条

「大右記」

保延五年一二月二七日条

- 41 |勘仲記| 正応二年一〇月六日条
- 42 吾妻鑑 建長四年正月八日条。
- 44 43 [後中記] 仁治三年正月二〇日条(『大日本史料』第五編之十四)。
- 『台記』保延五年一二月二七日条。
- 45 天皇と音楽』(吉川弘文館 二〇〇六)を挙げておく。 子氏による一連の研究があるが、ここではさしあたり豊永聡美『中世の 南北朝期の各皇統と雅楽の関係については、 相馬万里子氏や坂本麻実
- 『春の夜の夢』(『大日本史料』第七之一、応永元年一二月一七日条)。
- 47 保延五年一二月二七日条
- 康富記 康正元年一〇月二八日条
- 尊良親王は従 一位に叙されている。

49 48

- 50 拙稿「准摂関家としての足利将軍家」(『史学雑誌 Ŧi.
- 51 『花園天皇日記』正和二年一二月二五日条。
- 52 『百練抄』 建長六年一月二八日条
- 53 嘉禎三年二月六日、 七日条(『大日本史料』 第五編之十一)。

- 54 暦仁元年四月一一日条 (『大日本史料』
- 『満済准后日記』 応永二〇年一二月一 一九日条
- 嘉禎三年二月六日(『大日本史料』第五編之十一)。
- [玉蘂] 曆仁元年四月一一日条(『大日本史料』 第五編之十一)。

57 56 55

58

- も元服にあたって借り受けている(『園太暦』貞和二年正月二日条)。 天皇家の所有する衣類や物品については摂関家に限らず、 洞院家など Ŧī.
- 六~一五七頁 田中前掲注 (1) 著書、 五九~六〇頁。 臼井前掲注 1 著書、

59

- 『扶桑略記』 天元三年二月二 一五日条 (『古事類苑』 礼式部
- 『花園天皇日記』元亨四年三月一三日条。 『続史愚抄』 同年三月一〇日

61

60

62

- ○九)、四七頁。 家永遵嗣「足利義満・義持と崇賢門院」(『歴史学研究』八五二
- という性格と、摂関家に相当する家格を有する人臣という性格が、奇妙 に混在していた」と評したことがある(拙稿 軍家―義持と大嘗会との関わりから―」『史学雑誌』 一一五―二 二〇〇 筆者はかつて、足利家の家格を「家長が上皇として振る舞う「准王家 「准摂関家としての足利将
- 『兼宣公記』応永元年一二月一七日条。
- 64 65 康富記 嘉吉] 一年一一月七日条
- 『続史愚抄』寛正六年一一月二〇日条。

66